



令和 8 年度第 3 回神奈川県保健医療計画推進会議 資料 2－1

協議：第 8 次神奈川県保健医療計画の中間見直し概要

目次

- 第8次神奈川県保健医療計画（以下、「8次計画」という。）については、令和8年度中に中間見直しを行う予定である。
- 本資料では、**「基準病床数の見直し（療養・一般病床）」に関する、地域医療構想調整会議**（以下、「調整会議」という。）**での協議結果及び中間見直しを予定する項目の検討状況について説明する。**

- 1 前回までの振り返り
- 2 基準病床数の見直し（療養・一般病床）
- 3 中間見直しの検討状況
- 4 今後のスケジュール
- 5 ご意見を伺いたい事項

1 前回までの振り返り（中間見直しの概要）

- 「基準病床数の見直し（療養・一般病床）」については、各地域の調整会議において、「5 疾病 6 事業等」については、関係会議体にて見直しの要否を検討することとしていた。

項目	見直しの概要	議論を行う主な関係会議体
基準病床数の見直し （療養・一般病床）	○見直しの有無等について	神奈川県保健医療計画推進会議 地域医療構想調整会議 （地区保健医療福祉推進会議）
5 疾病 6 事業等	○精神医療について、目標値等の見直し ○その他各分野の取組に即した記載内容の見直し など	神奈川県精神保健福祉審議会 ほか 5 疾病・6 事業の関係団体
在宅医療に 関する事項	○在宅医療について、国通知等に基づく目標値等の見直し	神奈川県在宅医療推進協議会
医療従事者の確保・ 養成	○医師確保計画策定ガイドラインを踏まえた見直し ○かながわ高齢者保健福祉計画の改定に伴う見直し	神奈川県医療対策協議会
その他	○「県立病院機能のあり方に関する検討会」報告書を踏まえた見直し ○国の認知症施策推進基本計画（令和 6 年12月）の内容等反映	神奈川県地域包括ケア会議ほか

2 基準病床数の見直し（療養・一般病床）

- 「基準病床数の見直し（療養・一般病床）」については、令和8年度第2回各地域の調整会議で協議し、**全地域において「基準病床数の見直しを行わない」とされた。**
- なお、現在実施中の「病床数適正化緊急支援事業」の結果に伴う基準病床数の減算については、令和9年度上半期を目途に保健医療計画推進会議等で別途報告予定

【見直しを行わない理由】

- ① 病床数適正化緊急支援事業によって、各地域の病床数がどの程度削減されるのか見通せない（確定できない）こと。
- ② 現在、新たな地域医療構想の策定・検討を実施しており、地域の医療機関の役割分担の協議等を行っている中、基準病床数の見直すのは、整合性を図りにくいこと。
- ③ その他、「医療人材不足」、「非稼働病床や休床の多さ」、「病床利用率の状況」の影響を踏まえると、現時点での見直しは困難と考えられること。

＜療養病床及び一般病床＞

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数 (R8.4.1)	差 引
	A	B	B'(B-A)
横 浜	25,209	22,993	△2,216
川崎北部	4,279	4,249	△30
川崎南部	3,658	4,516	858
相模原	6,389	5,945	△444
横須賀・三浦	5,238	5,038	△200
湘南東部	4,726	4,444	△282
湘南西部	4,360	4,400	40
県 央	5,229	5,312	83
県 西	2,678	2,845	167
合 計	61,766	59,742	△2,024

◆ 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいます。

3 中間見直しの検討状況（まとめ）①

- 基準病床数に加え、5 疾病・6 事業等については、国からの通知や関連計画の改定等を踏まえ、必要な事項を見直すこととして検討を進めており、**現時点における検討状況の主なポイント**は次のとおり。

項目	見直しのポイント	特記事項	該当節
基準病床数	・ 療養・一般病床は見直しを行わない。	県保健医療計画推進会議（7/21） 各地域の調整会議（8～9月）	第1部 第1章 第2節
	・ 「第8次医療計画における精神病床に係る基準病床数について」（R8.6.10厚労省通知）を踏まえ、精神病床は見直し	県精神保健福祉審議会（8/19）	

3 中間見直しの検討状況（まとめ）②

項目		見直しのポイント	特記事項	該当節
5 疾病	がん	—	—	—
	脳卒中	市町村等と連携し、心腎代謝関連に着目した発症予防等の取組について記載追加	—	第2部 第2章 第2節、 第3節
	心血管疾患			
	糖尿病	市町村が実施する糖尿病治療中断者・未治療者へ介入する取組に向けた記載内容を補正	—	第2部 第2章 第4節
	精神疾患	身体合併症患者の治療体制の充実を推進する県の取組の記載内容を補正	かながわ自殺対策会議（7/30） 県精神保健福祉審議会（8/19）	第2部 第2章 第5節

3 中間見直しの検討状況（まとめ）③

項目		見直しのポイント	特記事項	該当節
6 事業	救急医療 (精神科救急)	心のサポーター養成研修修了者数等の目標値を修正	かながわ自殺対策会議 (7/30) 県精神保健福祉審議会 (8/19)	第2部 第1章 第2節
	災害時医療	「神奈川県災害時保健医療救護計画」の改定(R7.3)に伴う災害拠点病院等の記載内容を補正 「災害時等における医療コンテナ等医療用設備・資機材の供給に関する協定」の締結(R8.3.30)に伴う医療コンテナに関する事項追記	県災害医療対策会議 (3月)	第2部 第1章 第3節
	周産期医療		—	第2部 第1章 第4節
	小児医療	—	—	
	新興感染症	—	—	

3 中間見直しの検討状況（まとめ）④

項目	見直しのポイント	特記事項	該当節
在宅医療	「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（R8.6.10厚労省通知）を踏まえ、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」に関する記載追記 - 国通知等に基づく目標値の見直し - 在宅療養上必要な薬剤情報を薬局が医療機関と連携して提供する取組追加（予定）	県在宅医療推進協議会（8/10） （主な意見） - 在宅医療の圏域について、二次医療圏では広すぎる部分もあるので、郡市等地域の中で協議した情報を吸い上げて、県全体として考えていくのがよいのではないか。 「積極的役割を担う医療機関」について、国の基準を一律に適用するのではなく、地域の実情に応じて位置づけを変えてもよいのではないか。	第2部 第4章 第1節
医療従事者の確保	「医師確保計画策定ガイドライン」の改定（R8.6）に伴い二次医療圏別の医師偏在指標等を修正	県医療対策協議会（6月、9月）	第2部 第5章 第1節
	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定（R9.3予定）に伴う介護職員の必要数の記載追記		第2部 第5章 第4節

3 中間見直しの検討状況（まとめ）⑤

項目	見直しのポイント	特記事項	該当節
その他	「地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標」（R7.4.1～R12.3.31）「県立病院機能のあり方に関する検討会」を踏まえた公的病院の記載内容の補正	県立病院機能のあり方に関する検討会（調整中）	第2部 第7章 第3節

4 今後のスケジュール

- 今後、関係会議体での協議結果も踏まえ、県の責任において素案作成やパブリックコメントを実施
- 令和8年度第4回保健医療計画推進会議において最終的な改定案を協議予定

時期	会議等
9月24日	第3回 県保健医療計画推進会議（見直し概要に関する協議） ※本日
10月14日	第1回 県医療審議会（見直し概要に関する報告）
11～12月	第3回 地域医療構想調整会議（見直し概要に関する協議）
11～12月	県議会定例会（常任委員会にて素案に関する報告）
12～1月	パブリックコメント（素案に関する意見募集）
1～2月	第4回 地域医療構想調整会議（改定案に関する協議）
2～3月	第4回 県保健医療計画推進会議（改定案に関する協議）
2～3月	県議会定例会（常任委員会にて改定案に関する報告）
3月	第2回 医療審議会（諮問・答申）
4月	中間見直しを公表

5 ご意見を伺いたい事項

- 各地域の調整会議での協議結果を踏まえ、次の理由により、「基準病床数の見直し（療養・一般病床）」は行わないことについてご了承いただきたい。

【見直しを行わない理由】

- ① 病床数適正化緊急支援事業によって、各地域の病床数が どの程度削減されるのか見通せない（確定できない）こと。
- ② 現在、新たな地域医療構想の策定・検討を実施しており、地域の医療機関の役割分担の協議等を行っている中、基準病床数の見直すのは、整合性を図りにくいこと。
- ③ その他、「医療人材不足」、「非稼働病床や休床の多さ」、「病床利用率の状況」の影響を踏まえると、現時点での見直しは困難と考えられること。

- 「中間見直しの検討状況」について、お気づきの点等があれば、ご意見を伺いたい。

説明は以上です。

【参考】

神奈川県保健医療計画の全文は以下のホームページにて掲載しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6z/cnt/f742/8ji_keikaku.html

